

## 滋賀大学における公的研究費の不正使用防止計画

国立大学法人滋賀大学（以下「本学」という。）において、公的研究費を適正に運営・管理を徹底するため、国立大学法人滋賀大学における公的研究費の不正使用防止に関する規程第3条の規定に基づき、「不正使用防止計画」を策定する。

### 1 対象とする公的研究費

この不正使用防止計画において対象となる「公的研究費」は、本学が管理するすべての研究資金（支出予算及び外部資金並びに補助金）とする。

### 2 公的研究費不正防止に関する取組み方針

本学は「滋賀大学憲章」および「滋賀大学における研究者等の行動規範」に基づき、以下の方針により、公的研究費の不正防止に取り組むものとする。

- ・研究費は国民の税金が原資であることを念頭に、社会に対して説明責任を果たせる仕組みを構築し、不正については断固たる姿勢で臨むこととする。
- ・教員と事務職員の役割分担や責任の所在を教職員全員が自覚できるよう、研究費の運営・管理に関わる者の責任と権限を明確化する。
- ・研究費に対して「なぜ、このルールが必要なのか」について教職員全員が共通理解をもち、研究費の不正を許さない組織を目指す。
- ・単なる規制強化だけでは実効が上がらないことを認識し、取組みにあたっては、現場の教職員の意見を汲み上げ、不正や不適切な使用を誘発する背景と要因を把握し、現場の業務の仕組みや恒常的な運営上の問題点（現状の研究費に対するルール改善を含む）も改善しながら、抑止機能を備えた本学に相応しい実効的な研究費管理の仕組みを構築することを目指す。

### 3 研究費不正使用防止行動計画

- (1) 公的研究費の不正防止のための行動計画を策定する。
- (2) 行動計画の策定に当たっては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学省）の趣旨に鑑み次の事項を重点事項として、具体的取組みを定める。
  - ①学内の責任体系の明確化
  - ②適正な運営・管理の基盤となる環境の整備
  - ③不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
  - ④研究費の適正な運営・管理活動
  - ⑤情報発信・共有化の推進
  - ⑥モニタリングの在り方

#### 4 特記事項

##### (1) モニタリング及び内部監査体制

不正使用防止推進室は、監事及び監査室と連携し、大学全体の視点からモニタリングを定期的実施するとともに、体制の不備の検証を行う。

監査室は、不正使用防止推進室等と連携し、本学全体の視点から内部監査を定期的実施するとともに、体制の不備の検証を行う。

また、監査室は、不正発生要因や監査の重点項目について監事及び会計監査人と情報交換を行い、効率的、効果的かつ多角的な内部監査を実施する。

不正使用防止推進責任者は、不正使用防止推進室と連携し、当該部局等におけるモニタリングを定期的実施するとともに、体制の不備の検証を行う。

##### (2) コンプライアンス教育及び啓発活動

不正使用防止推進責任者は、不正使用防止推進室と連携し、当該部局等におけるコンプライアンス教育及び啓発活動を定期的・継続的に実施する。

##### (3) 相談窓口の機能充実

本学の公的研究費に係る事務処理手続き及び使用に関するルール等に関する学内外からの相談を受け付ける窓口を研究推進課に設置し、効率的な研究遂行のための適切な支援を行なう。

##### (4) 通報窓口の機能充実

研究費不正の通報の受け入れについては、最高管理責任者が指定する学外の弁護士（たちばな法律事務所）及び監査室長を窓口とする。

なお、通報者及び調査協力を行った者に対し、そのことを理由として、その者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を図る。

##### (5) 告発案件処理体制の機能充実

不正使用等の通報事案の内容等について調査するため不正調査委員会を設置する。

なお、不正があったと認めた場合には、懲戒処分等の適正な措置を講ずる。